



市 章

大津市公報

平 成 26 年 6 月 30 日
号 外 (第 50 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 98 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則..... 1
- 99 大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則.....49
- 100 大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則.....49
- 101 大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則.....50
- 102 大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則.....50
- 103 大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則.....51
- 104 大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則.....51
- 105 大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則.....51
- 106 大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則
の一部を改正する規則.....57

福 祉 事 務 所 訓 令

- 2 大津市福祉事務所事務決裁規程の一部改正.....62

議 会 議 長 告 示

- 1 大津市議会事務局規程の一部改正.....63

規 則

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を公布する。
平成26年 6 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第98号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成18年規則第22号）の全部を改正する。
（趣旨）

第 1 条 この規則は、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（土壤安全基準）

第 2 条 条例第 6 条の規則で定める土壤安全基準は、別表第 1 の左欄に掲げる有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

2 前項の土壤安全基準に適合するかどうかの判定は、別表第 1 の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、当該有害物質に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値により行うものとする。

（生活環境の保全上必要な措置が図られている埋立て等）

第 3 条 条例第 7 条ただし書の規則で定める埋立て等は、次に掲げる埋立て等とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた一般廃棄物の最終処分場及び同法第15条第 1 項の規定による許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う埋立て等

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第 1 項の規定による許可に係る汚染土壌処理施設において行う埋立て等

（埋立て等による崩落等の防止）

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる埋立て等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

次号に掲げる埋立て等以外の埋立て等 別表第 2（第 1 項から第14項までに掲げる事項に限る。）及び別表第 3

他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う埋立て等 別表第 2（第 1 項から第 7 項までに掲げる

事項に限る。)及び別表第 3

(条例第 10 条第 2 号の規則で定める埋立て等)

第 5 条 条例第 10 条第 2 号の規則で定める埋立て等は、次に掲げる行為等に係る埋立て等とする。

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) に基づく土地改良事業

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の確認を受けて行う行為

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の 2 又は第 34 条第 2 項 (第 44 条において準用する場合を含む。) の許可を受けて行う行為

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 24 条の承認又は同法第 32 条第 1 項若しくは第 91 条第 1 項の許可を受けて行う行為

農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を受けて行う行為 (当該許可に係る面積が 3,000 平方メートル未満の場合に限る。)

土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) に基づく土地区画整理事業又は同法第 76 条第 1 項の許可を受けて行う行為

都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) 第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項 (これらの規定を同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。) の許可を受けて行う行為

地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) 第 18 条第 1 項の許可を受けて行う行為

住宅地区改良法 (昭和 35 年法律第 84 号) 第 9 条第 1 項の許可を受けて行う行為

宅地造成等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) 第 8 条第 1 項の許可を受けて行う宅地造成

新住宅市街地開発法 (昭和 38 年法律第 134 号) に基づく新住宅市街地開発事業

河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 第 20 条の承認又は同法第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条の 4 第 1 項若しくは第 58 条の 6 第 1 項の許可を受けて行う行為

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行う開発行為

都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) に基づく市街地再開発事業又は同法第 66 条第 1 項の許可を受けて行う行為

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項の許可を受けて行う行為

農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) 第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う開発行為
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和 50 年法律第 67 号) に基づく住宅街区整備事業又は同法第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の許可を受けて行う行為

滋賀県立自然公園条例 (昭和 40 年滋賀県条例第 30 号) 第 16 条第 3 項の許可を受けて行う行為

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例 (昭和 45 年滋賀県条例第 24 号) 第 2 条第 1 項の許可を受けて行う行為

滋賀県自然環境保全条例 (昭和 48 年滋賀県条例第 42 号) 第 14 条第 4 項の許可を受けて行う行為

(21) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例 (平成 4 年滋賀県条例第 17 号) 第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の許可を受けて行う行為

(22) 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例 (平成 16 年条例第 5 号) 第 2 条第 1 項の許可を受けて行う行為

(23) 大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例 (平成 16 年条例第 59 号) 第 5 条第 1 項の承認又は同条例第 7 条第 1 項の許可を受けて行う行為

(条例第 10 条第 3 号の規則で定める公共的団体)

第 6 条 条例第 10 条第 3 号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

日本下水道事業団

西日本高速道路株式会社

独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

地方住宅供給公社法 (昭和 40 年法律第 124 号) に基づき設立された地方住宅供給公社

地方道路公社法 (昭和 45 年法律第 82 号) に基づき設立された地方道路公社

公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和 47 年法律第 66 号) 第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社

国又は地方公共団体がその資本金その他これに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人であって、土砂等を適正に処理することができるものとして市長の認定を受けた者

- 2 前項第 9 号の市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

定款又は寄附行為の写し

法人の登記事項証明書

印鑑証明書

損益計算書及び貸借対照表

(条例第 10 条第 5 号の規則で定める埋立て等)

- 第 7 条** 条例第 10 条第 5 号の規則で定める埋立て等は、第 3 条各号に掲げる埋立て等のほか、次に掲げる土地(継続して使用されているものに限る。)において、不陸の整正等の当該土地の本来の機能を保全するために行うものとする。

運動場、駐車場その他これらに類する施設の用に供される土地

耕作の目的に供される土地

(事前協議)

- 第 8 条** 条例第 10 条の許可を受けようとする者(以下「申請予定者」という。)は、条例第 11 条の規定による事前協議を行おうとするときは、特定事業事前協議書(条例第 15 条第 1 項の申請を行う予定である場合にあっては様式第 2 号、同条第 2 項の申請を行う予定である場合にあっては様式第 3 号。以下「事前協議書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、特定事業の内容により市長が添付を要しないと認めるときは、これらの書類の一部を省略することができる。

申請予定者に係る次に掲げる書類

ア 住民票の写し(申請予定者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し)

イ 申請予定者が条例第 16 条第 1 項第 1 号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面及び当該法人の登記事項証明書の写し)

事業区域の位置図及び付近見取図(縮尺 2,500 分の 1 以上のもの)

現況平面図及び現況縦横断面図

計画平面図及び計画縦横断面図

事業区域の実測図(求積図・求積表)(縮尺 250 分の 1 程度のもの)

事業区域内の土地及び事業区域を含む土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し

事業区域を含む土地と隣接する土地との境界が確定していることを明らかにする書類

特定事業に使用される土砂等の量の計算書

特定事業全体に係る作業工程表及び特定事業の施行の手順を明らかにした書類

事業区域に係る表土の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに表土に関する調書及び計量証明書(計量法(平成 4 年法律第 51 号)に基づく登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限り。以下同じ。)(一時堆積事業であって、事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造がわかるもの)

土砂等の搬出入経路図(縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)

現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図(縮尺 500 分の 1 程度のもの)

擁壁等を設置する場合にあっては、擁壁等工作物の断面図及び背面図(縮尺 50 分の 1 程度のもの)及び構造計算書

排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面(縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)、排水計画図(縮尺 500 分の 1 程度のもの)、構造図(縮尺 50 分の 1 程度のもの)及び流量計算書

湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地又は自然水を遮断するような地形構造の土地の場合にあっては暗渠排水施設の設置その他の有効に排水を行うために講じる措置に関する図面、流量計算書及び流域の図面、沈砂池(調整池)等の施設が必要な場合にあってはその容量計算書及び構造図等の図面

特定事業が完了した後の土地利用計画図

事業区域内土地使用同意書(様式第 4 号)及び当該同意書に押印した土地所有者等の印鑑証明書(土地所有者等が国又は地方公共団体である場合にあっては、その同意を得たことを証する書類)

事前周知に関する計画書

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

- 2 前項第 10 号の事業区域の表土の土壌検査は、次に掲げる方法により行わなければならない。

事業区域の面積に応じ、1 に 1 ヘクタールまでごとに 1 を加えた数以上の区域に等分して行うこと。

試料の採取は、前号の規定により区分した区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。

前号の規定により採取した試料について、別表第 1 の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ同表

の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

- 3 市長は、事前協議書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、当該特定事業の内容が条例第16条第1項又は第2項に規定する許可の基準に適合すると認めるときは、当該事前協議書を提出した者に事前協議が終了した旨を通知するものとする。

(事前周知)

第9条 申請予定者は、特定事業の施行計画に係る表示板(様式第5号)を、次に定めるところにより、事前協議書を提出した日から7日以内に掲出しなければならない。

事業区域内の公衆の見やすい場所に掲出すること。

事業区域が2方向以上で道路に面するとき、又はその面積が相当の広さを有するときは、2以上の表示板を掲出すること。

第13条の許可又は不許可の決定の通知を受ける日まで掲出しておくこと。

- 2 申請予定者は、前項の表示板に記載した事項に変更がある場合は、直ちに当該表示板を変更しなければならない。
- 3 申請予定者は、説明会の開催その他市長が適当と認める方法により、事前協議書に記載した内容及び土砂等の搬出入経路その他市長が必要と認める事項を周知しなければならない。
- 4 申請予定者は、前3項の規定による事前周知の結果を、事前周知報告書(様式第6号)により、市長に報告しなければならない。

(協定の締結)

第10条 条例第13条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

事業区域から排出された水が流入する河川(これに接続するかんがい用水路を含む。)の流水を利用する農業者等であって、特定事業の施行に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある者として市長が認めるものが属する農業組合その他関係団体又はその代表者

事業区域周辺の森林を管理する森林組合等又はその代表者

前2号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

(土地所有者等の同意)

第11条 条例第14条の規定による同意は、事業区域内土地使用同意書(様式第4号)によらなければならない。ただし、土地所有者等が国又は地方公共団体であるときは、この限りでない。

(許可申請の手続)

第12条 条例第15条第1項の規定による申請は、特定事業許可申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類又は図面を添付して行わなければならない。

第8条第1項第2号から第17号までに掲げる書類又は図面(特定事業の内容により市長が添付を要しないと認めるものを除く。)

事業主、事業施行者及び現場責任者(以下「事業者等」という。)に係る次に掲げる書類

ア 住民票の写し(事業者等が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表(様式第8号))

イ 欠格要件非該当誓約書(様式第9号)

ウ 事業者等が条例第16条第1項第1号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面並びに当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表(様式第8号))

エ 事業者等に条例第16条第1項第1号カに規定する特定使用人がある場合は、使用人一覧表(様式第10号)

事業主と事業施行者との特定事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し(事業主自ら特定事業を施行する場合を除く。)

資力及び信用に関する申告書

事業施行者の施工能力に関する申告書

事業区域内の土地につき地上権その他特定事業の施行の妨げとなる権利を有する者がいる場合にあっては、事業区域内施行同意書(様式第11号)及び当該同意書に押印した者の印鑑証明書(当該権利を有する者が国又は地方公共団体である場合にあっては、その同意を得たことを証する書類)

第8条第3項に規定する事前協議が終了した旨の通知書の写し

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

- 2 条例第15条第1項第15号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

事業区域において生じる濁水の流出を防止するために講ずる措置

事業者等が条例第16条第1項第1号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所

(法定代理人が法人である場合は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

3 条例第15条第2項の規定による申請は、特定事業(一時堆積事業)許可申請書(様式第12号)に、第1項各号に掲げる書類又は図面を添付して行わなければならない。

4 条例第15条第2項第6号の規則で定める事項は、第2項各号に掲げる事項とする。

(許可又は不許可の決定)

第13条 市長は、条例第15条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、許可又は不許可を決定し、その旨を特定事業許可(不許可)決定通知書(様式第13号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(特定使用人)

第14条 条例第16条第1項第1号力の規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所の代表者

前号に掲げる者のほか、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者

(災害の未然防止のための措置)

第15条 条例第16条第1項第10号の規則で定める必要な措置は、別表第2のとおりとする。

(構造上の基準)

第16条 条例第16条第1項第12号の規則で定める構造上の基準は、別表第3のとおりとする。

(軽微な変更)

第17条 条例第18条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第15条第1項第1号、第7号、第13号及び第14号並びに同条第2項第3号に掲げる事項の変更とする。

(変更の許可申請の手続)

第18条 条例第18条第2項の規定による申請は、特定事業変更許可申請書(様式第14号)に、第12条第1項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るもの及び第20条第2項において準用する第8条第3項に規定する事前協議が終了した旨の通知書の写しを添付して行わなければならない。

(変更の許可又は不許可の決定)

第19条 第13条の規定は、条例第18条第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、第13条中「第15条第1項又は第2項」とあるのは「第18条第2項」と、「特定事業許可(不許可)決定通知書(様式第13号)」とあるのは「特定事業変更許可(不許可)決定通知書(様式第15号)」と読み替えるものとする。

(変更の許可に係る事前協議及び事前周知)

第20条 条例第18条第3項において準用する条例第11条の規定による変更の許可に係る事前協議は、特定事業変更許可事前協議書(様式第16号)に、第12条第1項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付して行わなければならない。

2 第8条第3項及び第9条の規定は、条例第18条第1項の規定による変更の許可について準用する。

(軽微な変更に係る届出)

第21条 条例第18条第4項の届出は、特定事業軽微変更届出書(様式第17号)により行わなければならない。

(着手の届出)

第22条 条例第19条の規定による届出は、特定事業着手届出書(様式第18号)により行わなければならない。

(搬入前の検査)

第23条 条例第20条の規定による検査(次項において「搬入前検査」という。)を受けようとする者は、搬入前検査申請書(様式第19号)に、講じた措置を明らかにした書類又は図面を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに搬入前検査を実施するものとし、当該検査の結果、条例第20条に規定する措置が的確に講じられていると認めるときは、搬入前検査済通知書(様式第20号)により当該検査を受けた者に通知するものとする。

(土砂等の搬入の届出)

第24条 条例第21条の規則で定める量は、4,000立方メートルとする。

2 条例第21条の規定による届出は、土砂等搬入届出書(様式第21号)により行わなければならない。

3 条例第21条の規定により添付すべき当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書面又は土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(様式第22号)とする。

4 条例第21条の規定により添付すべき当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面は、土壌の汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書(様式第23号)及び当該検査の結果を証する計量証明書とする。

5 前項の計量証明書を作成に当たっては、別表第 1 の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により土砂等の分析を行わなければならない。

6 条例第 21 条ただし書の土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、特定事業に使用される土砂等が採石法（昭和 25 年法律第 291 号）、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）その他の法令等に基づく許可、認可等がなされた採取場（以下「許可採取場」という。）から採取されたものである場合であって、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び当該土砂等を採取した採取場が許可採取場であることを証する書面が添付されたときとする。

（土砂等管理簿）

第 25 条 条例第 22 条の土砂等管理簿の様式は、様式第 24 号とする。

2 条例第 10 条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、毎月 5 日までにその前月中の土砂等管理簿を作成しなければならない。

（土砂等の量の報告）

第 26 条 条例第 23 条の規定による報告は、事業状況報告書（様式第 25 号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

報告に係る期間の末日前 1 週間以内に撮影した事業区域の写真

当該期間中の土砂等管理簿の写し

その他市長が必要と認める書類

（土壌検査）

第 27 条 条例第 24 条の規定による土壌検査は、特定事業に係る土砂等の搬入を開始した日から起算して 6 月（一時堆積事業にあつては、3 月）を経過するごと（条例第 27 条第 3 項（条例第 28 条第 2 項及び第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「廃止等の届出」という。）を行ったときは、市長が指定する期日まで）に、市職員の立会いの下、次に掲げる方法により行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合であつて、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに区分して堆積しているときは、土壌検査を省略することができる。

事業区域を 3,000 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

試料の採取は、前号の規定により区分した区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の 4 地点）で行い、これらの地点から採取した試料を等量混合して 1 試料とすること。

前号の規定により作成した試料について、別表第 1 の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

（水質検査）

第 28 条 条例第 24 条の規定による水質検査は、特定事業に係る土砂等の搬入を開始した日から起算して 6 月（一時堆積事業にあつては、3 月）を経過するごと（廃止等の届出を行ったときは、市長が指定する期日まで）に、市職員の立会いの下、試料を採取し、昭和 49 年環境庁告示第 64 号（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法。以下「排水基準告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。

（土壌検査等の報告）

第 29 条 条例第 24 条の規定による報告は、特定事業土壌等検査報告書（様式第 26 号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

試料を採取した地点の位置図及び写真

第 27 条の規定により作成した試料ごとの検査試料採取調書（様式第 23 号）及び計量証明書

前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書（様式第 23 号）及び計量証明書

（標識の様式）

第 30 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める様式は、様式第 27 号とする。

（廃止又は休止に係る届出等）

第 31 条 条例第 27 条第 1 項の規定による届出は、特定事業廃止（休止）事前届出書（様式第 28 号）により行わなければならない。

2 条例第 27 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

条例第 10 条の許可に係る許可年月日及び許可番号

事業区域の所在地

特定事業の許可の期間

特定事業を廃止しようとする年月日又は休止しようとする期間

特定事業を廃止し、又は休止する理由

特定事業を廃止し、又は休止した場合の事業区域の構造

特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置

廃止し、又は休止しようとする特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、事業区域のうち土砂等が堆積されている面積

- 3 条例第27条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届出書（様式第29号）により行わなければならない。（完了に係る届出等）

第32条 条例第28条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届出書（様式第30号）により行わなければならない。

- 2 条例第28条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

前条第2項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項

特定事業の完了の予定年月日

特定事業を完了した場合の事業区域の構造

- 3 条例第28条第2項において準用する条例第27条第3項の規定による届出は、特定事業完了届出書（様式第31号）により行わなければならない。

（終了に係る届出等）

第33条 条例第29条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届出書（様式第32号）により行わなければならない。

- 2 条例第29条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第31条第2項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項

特定事業を終了した場合の事業区域の構造

- 3 条例第29条第2項において準用する条例第27条第3項の規定による届出は、特定事業終了届出書（様式第33号）により行わなければならない。

（地位の承継の届出）

第34条 条例第31条第2項の規定による届出は、特定事業地位承継届出書（様式第34号）により行わなければならない。

（許可の取消し）

第35条 条例第34条第1項又は第2項の規定による許可の取消しは、特定事業許可取消通知書（様式第35号）により行うものとする。

（土地所有者等による施行状況の把握）

第36条 条例第36条第2項の規定による土地所有者等の特定事業の施行の状況の把握は、毎月1回以上、同意に係る特定事業の施行状況が同意に当たり確認した事業内容に違反していないか及び当該事業区域においていっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害若しくは土壌の汚染が発生し、又は発生するおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、自らが確認することが困難であるときは、他の者（当該特定事業の事業者を除く。）に確認させることにより行うことができる。

（質権設定契約）

第37条 条例第38条第3項の規定による質権設定契約の締結に関し必要となる費用は、許可事業者（条例第18条第1項の許可を受けた者を含む。次条第1項において同じ。）の負担とする。

- 2 前項に定めるもののほか、条例第38条第3項の規定による質権設定契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（質権の実行）

第38条 市長は、条例第39条の規定により保証金を同条に規定する経費に充てようとするときは、許可事業者が保証金を預け入れした金融機関に対して条例第38条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により設定した質権を実行する旨を通知し、当該金融機関から質権の実行額に相当する金額の保証金の払戻しを受けるものとする。

- 2 前項の通知は、質権実行通知書（様式第36号）により行うものとする。

（報告の徴収）

第39条 市長は、条例第43条の規定により報告を求めるときは、報告徴収通知書（様式第37号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、報告書（様式第38号）により市長に報告しなければならない。

（災害発生時の報告）

第40条 許可事業者は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生したときは、必要な応急措置を講じると

ともに、遅滞なく、災害発生に至った経緯及び被害の状況を市長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第41条 条例第44条第2項の証明書は、身分証明書(様式第39号)とする。

(書類の提出部数)

第42条 条例及びこの規則の規定により提出しなければならない第8条第1項又は第20条第1項の事前協議書、第12条第1項若しくは第3項又は第18条の申請書及び第31条から第34条までの届出書(これらの添付書類及び図面を含む。)の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

(その他)

第43条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

別表第1(第2条、第8条、第24条、第27条関係)

土壤安全基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機 ^{ひん} 機 ^け 質	検液中に検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液中1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	規格65.2に定める方法
砒 ^び 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格61に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1 (注 第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

備考

- 測定は、土壌の汚染に係る環境基準について (平成 3 年環境庁告示第 46 号) 付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

別表第 2 (第 4 条、第 15 条関係)

- 埋立て等を行う区域 (以下「埋立て等区域」という。) の地盤に滑りやすい土質の層又は軟弱地盤の層があるときは、その地盤に滑り又は沈下が生じないように、あらかじめ当該地層に杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 斜面上の地盤において施工する場合にあっては、埋立て等に使用された土砂等の滑動を防ぐ措置として、原則として埋立て等を行う地表面に段切り、排水対策が講じられていること。この場合において、当該地表面に草木等があるときは、全て伐採除根の措置が講じられていること。
- 渓間への埋立て等にあっては、埋立て等に使用された土砂等が流下しないよう、あらかじめ埋立て等を行う当該溪流の下流側に堰堤を設置するとともに、現況の渓床面等に集水暗渠等、地下水を適切に排除するための措置が講じられていること。
- 埋立て等の施工に際しては、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害等が発生しないよう、防災工事を先行し、上下流に対する安全を確保した上、施工すること。
- 法面及び当該法面に設ける小段には雨水その他の地表水による法面の崩壊を防止するための必要な措置が講じられていること。
- 埋立て等の法面の安定を図るため、必要に応じて、埋立て等が施工された層ごとに地下水排除工等の施工が講じられていること。
- 埋立て等の施工において、切土を行う場合にあっては、切土面の土質に応じた安定勾配とし、切土面は、必要に応じて、当該切土が施工された法面ごとに当該法面の安定が保たれる法面保護工の施工が講じられていること。
- 埋立て等の事業完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透水による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、埋立て等が施工された層ごとに十分に締め固める等の措置が講じられていること。
- 埋立て等の施工に際しては、土砂等の流出及び濁水の流出を防止するため、埋立て等区域 1 ヘクタール当

- り300立方メートル以上の容量の沈砂池の設置その他必要な措置が講じられていること。
- 10 埋立て等の施工に伴い設置する排水施設については、その排水すべき雨水及びその他の地表水を支障なく流下させるための措置が講じられていること。
- 11 埋立て等の施工において、擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 12 埋立て等の施工に伴い生じた法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護するための必要な措置が講じられていること。
- 13 埋立て等区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 14 埋立て等に伴う法面又は擁壁の下端は、埋立て等区域界から1メートル以上離れた位置とすること。
- 15 埋立て等区域内にみだりに人が立ち入ることを防止するため、埋立て等区域内の全周囲に囲いを設けるものとし、構造は、風圧等により容易に転倒し、若しくは破壊されないもの又は柵等とすること。
- 16 埋立て等の施工に伴い、盛土又は切土によって、原則として現況の流域を変更しないこと。
- 17 埋立て等区域の出入口は、原則として1か所とし、施錠できる構造とすること。

別表第3（第4条、第16条関係）

構造上の基準

- 1 埋立て等の高さ（埋立て等の施工により生じた法面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及び勾配は、次の表のとおりとすること。この場合において、柔らかい粘質土などの次の表に定めのない土砂等を使用する場合は、乾燥による含水比の軽減又は土砂等の混合等により、同表に定める土砂等と同様の質の土砂等に改良しなければならないものとする。

埋立て等に使用される土砂等	埋立て等の高さ	勾配（垂直1メートルに対する水平距離）
粒度の良い砂、礫又は細粒分交じり礫	15メートル以下	次の各号に掲げる埋立て等の高さに応じ、当該各号に定める距離以上とする。 5メートル以下 1.5メートル 5メートルを超え15メートル以下 1.8メートル
粒度の悪い砂	10メートル以下	1.8メートル
岩塊（ずりを含む。）	20メートル以下	次の各号に掲げる埋立て等の高さに応じ、当該各号に定める距離以上とする。 5メートル以下 1.5メートル 5メートルを超え20メートル以下 1.8メートル
砂質土・硬い粘質土	10メートル以下	次の各号に掲げる埋立て等の高さに応じ、当該各号に定める距離以上とする。 5メートル以下 1.5メートル 5メートルを超え10メートル以下 1.8メートル

備考 土砂等が混在する場合は、埋立て等の高さの低い土砂等を適用するものとする。

- 2 埋立て等の高さ5メートル以上の盛土については、盛土高5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

公共的団体認定申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

申請者 名 称

実印

代表者

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

資本金その他これに準ずるものの総額		円 (年 月 日現在)
上記のうち、国又は地方公共団体の出資金額		
国又は地方公共団体名	出資金額	出資金の総額に対する割合
	円	%
	円	%
	円	%
合 計	円	%
土砂等の埋立て等の事業実績		
事 業 場 所	法令等の許認可の年月日及び番号	着手及び完了の年月
	年 月 日 第 号	年 月着手 年 月完了
	年 月 日 第 号	年 月着手 年 月完了

添付書類

- 定款又は寄附行為の写し
- 法人の登記事項証明書
- 印鑑証明書
- 損益計算書及び貸借対照表

様式第 2 号 (第 8 条関係)

特定事業事前協議書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申請予定者 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 11 条の規定により、事前協議を行いたいので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

特定事業の目的及び種別	
事業区域の所在地	大津市
事業区域の面積	m ² (地目)
特定事業に使用される土砂等の量	全体予定量 m ³
特定事業を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業区域の表土の地質の状況	
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画	
廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置	
土壤安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	
特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	
事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置	
特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造	
事業区域において生じる濁水の流出を防止するために講ずる措置	
法定代理人 (申請予定者が未成年者である場合に限る。)	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名)

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第 3 号 (第 8 条関係)

特定事業事前協議書 (一時堆積事業)

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申請予定者 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第11条の規定により、事前協議を行いたいので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

事業区域の所在地	大津市
事業区域の面積	m ² (地目)
特定事業を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置	
土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	
特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害防止の措置	
事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置	
事業区域の表土の地質の状況 (当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)	
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに年間の搬入及び搬出の予定量	
特定事業の用に供する施設及び土砂等の堆積の構造	
特定事業に使用される土砂等の堆積を主な採取場所ごとに区分して行うために必要な措置	
事業区域において生じる濁水の流出を防止するために講ずる措置	
法定代理人 (申請予定者が未成年者である場合に限る。)	住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第 4 号 (第 8 条、第 11 条関係)

事業区域内土地使用同意書

住 所

申請予定者 (許可申請者) 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

上記の申請予定者 (許可申請者) が下記の土地において特定事業を行うことについて、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 14 条の規定により、次のとおり同意します。

また、同意の前提として、同条に規定する事項について、申請予定者から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 事業区域 大津市
- 2 土地使用の同意期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 3 同意する土地の一覧

土地の表示		地 目	面 積 (公簿)	備 考
町 名	地 番			
			m ²	
			m ²	
			m ²	
合 計		筆	m ² (実測)	m ²

注 土地使用の同意期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地を所有し、占有し、又は管理する者

住 所

氏 名

実印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

様式第 5 号 (第 9 条関係)

特定事業の施行計画に係る表示板

特定事業施行計画のお知らせ	
事業区域の所在地	大津市
事業区域の面積等	m ² (地目)
特定事業の目的	
特定事業を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
特定事業に使用する土砂等の主な採取場所	
特定事業に使用する土砂等の種類	
特定事業に使用する土砂等の搬入予定量	m ³
廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置	
土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	
土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	
事業区域において生じる濁水の流出を防止するために講ずる措置	
<p>この表示板は、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により設置したものです。 上記計画についてのお問合せは、下記まで御連絡ください。</p> <p>連絡先 _____ 電話番号 _____</p> <p>表示板設置年月日 _____ 年 月 日</p>	

120
センチメートル

90 センチメートル

備考 表示板の素材は堅牢なものとし、地は白色、文字は黒色で、風雪等により文字が消えないようにすること。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

事前周知報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申請予定者 氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第12条の規定により、事前周知の結果を次のとおり報告します。

1 表示板の設置期日及び位置	年 月 日
2 説明会の開催日時	
3 説明会の開催回数	回
4 説明会の出席者	
5 出席者の意見	
6 出席者の意見に対する措置	

様式第 7 号 (第 12 条関係)

年 月 日

特定事業許可申請書

(宛先)

大津市長

住 所

申請者 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

特定事業の目的及び種別	
事業区域の所在地	大津市
事業区域の面積	m ² (地目)
特定事業に使用される土砂等の量	全体予定量 m ³
特定事業を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業区域の表土の地質の状況	
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画	
廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置	
土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	
特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	
事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置	
特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造	
事業施行者	住所 氏名 印 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 連絡先 (昼) (夜)
現場責任者	住所 氏名 印 連絡先 (昼) (夜)
事業区域において生じる濁水の流出を防止するために講ずる措置	
法定代理人 (事業者等が未成年者である場合に限る。)	住所 氏名 印 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第 8 号 (第 12 条関係)

役員一覧表

役 職	ふりがな 氏 名	住 所	生 年 月 日

私 (私たち) は、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 16 条第 1 項第 1 号アからサまでのいずれにも該当しないことを誓約します。なお、(事業主) _____ に対する特定事業の許可の可否の決定のため、大津市が必要とする場合は、私 (私たち) が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、大津市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

住所
役員
氏名 印

住所
役員
氏名 印

住所
役員
氏名 印

住所
役員
氏名 印

住所
役員
氏名 印

様式第 9 号 (第 12 条関係)

年 月 日

欠格要件非該当誓約書

(宛先)

大津市長

事業主

住所

氏名 印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

事業施行者

住所

氏名 印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

現場責任者

住所

氏名 印

電話番号 ()

私 (私たち) は、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 16 条第 1 項第 1 号アからサまでのいずれにも該当しないことを誓約します。なお、特定事業の許可の可否の決定のため、大津市が必要とする場合は、私 (私たち) が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、大津市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

様式第10号 (第12条関係)

使用人一覧表

ふりがな 氏 名	住 所	生 年 月 日	所属等	役職等

私 (私たち) は、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第16条第 1 項第 1 号アからサまでのいずれにも該当しないことを誓約します。なお、(事業主) _____ に対する特定事業の許可の可否の決定のため、大津市が必要とする場合は、私 (私たち) が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、大津市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

住所
 使用人
 氏名 印

住所
 使用人
 氏名 印

住所
 使用人
 氏名 印

住所
 使用人
 氏名 印

住所
 使用人
 氏名 印

様式第11号 (第12条関係)

事業区域内施行同意書

住 所

許可申請者 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

上記の許可申請者が下記の土地において特定事業を行うことについて、異議がないので、その施行に同意します。

また、同意の前提として、 年 月 日に当該許可申請者から特定事業の説明を受け、その内容を確認しました。

記

土 地 の 表 示		地 目	面積 (公簿)	備 考
町 名	地 番			
			m ²	
			m ²	
			m ²	
合 計		筆	m ² (実測)	m ²

注 土地使用の同意期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

権利者

住 所

氏 名

実印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

様式第12号 (第12条関係)

特定事業 (一時堆積事業) 許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申請者 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。

事業区域の所在地	大津市
事業区域の面積	m ²
特定事業を行う期間	年 月 日 から 年 月 日まで
廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置	
土壌安全基準に適合していない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	
特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害防止の措置	
事業区域以外の地域に排出する水の水質検査を行うために講ずる措置	
事業施行者	住所 氏名 印 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 連絡先 (昼) (夜)
現場責任者	住所 氏名 印 連絡先 (昼) (夜)
事業区域の表土の地質の状況 (当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)	
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに年間の搬入及び搬出の予定量	
特定事業の用に供する施設及び土砂等の堆積の構造	
特定事業に使用される土砂等の堆積を主な採取場所ごとに区分して行うために必要な措置	
事業区域において生じる濁水の流出を防止するために講ずる措置	
法定代理人 (事業者等が未成年者である場合に限る。)	住所 氏名 印 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第13号 (第13条関係)

第 号
年 月 日

特定事業許可 (不許可) 決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付けで許可申請のあった特定事業については、次のとおり、^{許可}_{不許可}の決定をしたので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条の規定により通知します。

特 定 事 業 の 目 的	
事 業 区 域 の 所 在 地	大津市
事 業 区 域 の 面 積 等	
特定事業に使用される土砂等の量 (全体)	m ³
特 定 事 業 を 行 う 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
許 可 の 条 件 又 は 不 許 可 の 理 由	

備考 この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第14号 (第18条関係)

年 月 日

特定事業変更許可申請書

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

年 月 日付け大津市指令 第 号で許可を受けた特定事業について、許可事項を変更したいので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

変更事項	変更前	変更後
変 更 理 由		
添 付 書 類		

様式第15号 (第19条関係)

第 号
年 月 日

特定事業変更許可 (不許可) 決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付けで変更の許可申請のあった特定事業については、次のとおり、^{許可}_{不許可}の決定をしたので、大津市土砂等による土地の埋立て等に関する条例施行規則第19条において準用する同規則第13条の規定により通知します。

変 更 事 項	
許可の条件又は不許可の理由	

備考 この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 か月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第16号 (第20条関係)

年 月 日

特定事業変更許可事前協議書

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

年 月 日付け大津市指令 第 号で許可を受けた特定事業について、変更に係る事前協議を行
いたいので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第20条第 1 項の規定により、次の
とおり提出します。

変更事項	変更前	変更後
変 更 理 由		
添 付 書 類		

様式第17号 (第21条関係)

特定事業軽微変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年 月 日付け大津市指令 第 号で許可を受けた事項について、軽微な変更をしたので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第18条第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

軽微な変更の内容

		変 更 後	変 更 前
許可事業者	氏名又は名称若しくは代表者の氏名		
	住所又は主たる事業所の所在地		
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画			
事業施行者	氏名又は名称若しくは代表者の氏名		
	住所又は主たる事業所の所在地		
現場責任者	氏名		
	住所		
変 更 理 由			
添 付 書 類			

様式第18号 (第22条関係)

年 月 日

特定事業着手届出書

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

次のとおり特定事業に着手するので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第19条の規定により、届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第19号 (第23条関係)

搬入前検査申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第20条の規定に基づく搬入前の検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
事業区域の場所	大津市
搬入開始予定日	年 月 日

様式第20号 (第23条関係)

搬入前検査済通知書

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大津市指令 第 号で許可した特定事業について、年 月 日に搬入前検査を実施したところ、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第20条に規定する措置が的確に講じられていると認められるので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第23条第2項の規定により通知します。

様式第21号 (第24条関係)

年 月 日

土砂等搬入届出書

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年 月 日付け大津市指令 第 号で許可を受けた特定事業について、次のとおり土砂等を搬入
したいので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第21条の規定により、関係書類を添えて届
け出ます。

特定事業に使用する土砂等の採取場 所	
特定事業に使用するために搬入する 土砂等の量	m ³
土 砂 等 の 搬 入 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	

添付書類

- 1 土砂等発生元証明書 (様式第22号)
- 2 検査試料採取調書 (様式第23号)
- 3 計量証明書

様式第22号 (第24条関係)

年 月 日

土砂等発生元証明書

(宛先)

大津市長

住 所
発生元事業者
氏 名 印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

土砂等の発生について、次のとおり証明します。なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

採 取 場 所 の 所 在 地		
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	
	発注者	
	施工期間	年 月 日 から 年 月 日まで
上 記 工 事 に お け る 土 砂 等 の 発 生 量		m ³
		(うち今回の搬入量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量 (4,000 m ³ 以下ごと)		m ³
土 砂 等 の 区 分		
土 砂 等 の 搬 入 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号		
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号		

備考 証明に係る土砂等の運搬事業者及び使用者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。

様式第23号 (第24条、第29条関係)

年 月 日

検査試料採取調書

(宛先)

大津市長

住 所

採取者

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

土壌等の汚染状況についての検査のための試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の計量証明書に記載された発行番号等	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	
試 料 の 採 取 状 況 (深 度 等)	

備考

- 1 試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。
- 2 試料の採取地点の位置図及び現場写真を添付すること。

様式第24号 (第25条関係)

土砂等管理簿(年 月 分)

特定事業の 許可番号	許可の期間	特定事業の 許可事業者名	事業区域の 所在地	特定事業に使用 した土砂等の量	特定事業に係る 現場責任者氏名
	年 月 日から 年 月 日まで				

土 砂 等 採 取 事 業 者 名	土砂等採取場所の所在地	採取場所の工事内容	採取場所に係る 現場責任者氏名	土 砂 等 運 搬 事 業 者 名

日 付	土砂等の 1 日当たりの搬入量	土砂等の 1 日当たりの搬出量	備 考
前月までの累計			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			
累計			

備考 この土砂等管理簿は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を 1 日ごとに記入すること。

様式第25号 (第26条関係)

年 月 日

事業状況報告書

(宛先)

大津市長

住所
許可事業者

氏 名 印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

年 月 日付け大津市指令 第 号で許可を受けた特定事業について、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第23条の規定により報告します。

事業区域の所在地	大津市
事業区域の面積	m ² (うち実施面積 m ²)
特定事業に使用された土砂等の量	m ³
今回の報告に係る期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

備考

- 1 特定事業に着手した日から起算して6月を経過するごとに、その6月を経過した日から3週間以内に報告すること。
- 2 別紙土砂等搬入量集計表を添付すること。

様式第26号 (第29条関係)

特定事業土壌等検査報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第24条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
添 付 書 類	試料を採取した地点の位置図及び写真 土壌検査を行った試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書 水質検査を行った試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書

様式第27号 (第30条関係)

特定事業に係る標識

特定事業の施行について 次のとおり土砂等による _____ を施行します。		
1 許可年月日及び許可番号	_____ 年 _____ 月 _____ 日 大津市指令 第 _____ 号	
2 許可をした者	大津市長	
3 事業区域の所在地		
4 事業区域の面積	_____ m ²	
5 特定事業を行う期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで	
6 特定事業に使用する土砂等の量 (全体)	_____ m ³	
7 事業主		連絡先
		昼
		夜
8 事業施行者		連絡先
		昼
		夜
9 現場責任者		連絡先
		昼
		夜

120 センチメートル以上

← 90 センチメートル以上 →

備考

- 1 事業区域の入口の見やすい場所に設置すること。
- 2 板の素材は堅牢なものとし、地は白色、文字は黒色で風雪等により文字が消えないようにすること。

様式第28号 (第31条関係)

特定事業廃止 (休止) 事前届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第27条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 大津市指令 第 号
事 業 区 域 の 所 在 地	大津市
特 定 事 業 の 許 可 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
特 定 事 業 の 廃 止 予 定 日 又 は 休 止 期 間	
廃 止 又 は 休 止 の 理 由	
廃止し、又は休止した場合の事業区域の構造	
土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	
事業区域のうち、土砂等が堆積されている面積 (一時堆積事業に限る。)	m ²

様式第29号 (第31条関係)

特定事業廃止届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
事業区域の所在地	大津市
廃止年月日	年 月 日
搬入計画土量	m ³
搬入した土量	m ³
特定事業廃止時の事業区域の構造	

備考 特定事業着手前及び廃止時の事業区域の写真を添付すること。

様式第30号 (第32条関係)

特定事業完了事前届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第28条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 大津市指令 第 号
事 業 区 域 の 所 在 地	大津市
特 定 事 業 の 許 可 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
土 壌 の 汚 染 及 び 土 砂 等 の 崩 落 、 飛 散 又 は 流 出 に よ る 災 害 の 発 生 を 防 止 す る た め に 講 ず る 措 置	
特 定 事 業 の 完 了 予 定 日	年 月 日
完 了 し た 場 合 の 事 業 区 域 の 構 造	

様式第31号 (第32条関係)

特定事業完了届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第28条第2項において準用する同条例第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
事業区域の所在地	大津市
完了年月日	年 月 日
搬入計画土量	m ³
搬入した土量	m ³
特定事業完了時の事業区域の構造	

備考 特定事業着手前及び完了時の事業区域の写真を添付すること。

様式第32号 (第33条関係)

特定事業終了事前届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
事業区域の所在地	大津市
特定事業の許可の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	
終了した場合の事業区域の構造	

様式第33号 (第33条関係)

特定事業終了届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

許可事業者 氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第29条第2項において準用する同条例第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
事業区域の所在地	大津市
終了年月日	年 月 日
搬入計画土量	m ³
搬入した土量	m ³
特定事業終了時の事業区域の構造	

備考 特定事業着手前及び終了時の事業区域の写真を添付すること。

様式第34号 (第34条関係)

年 月 日

特定事業地位承継届出書

(宛先)

大津市長

住 所

事業主 氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第31条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
事業区域の所在地	大津市
承継の理由	
承継(予定)年月日	年 月 日
承継前の事業主	氏名又は名称
	住 所

備考 地位を承継したことを証する書類を添付すること。

様式第35号 (第35条関係)

第 号
年 月 日

特定事業許可取消通知書

様

大津市長



年 月 日付け大津市指令 第 号により許可した特定事業について、次の理由をもってその許可を取り消したので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第35条の規定により通知する。

取消理由

備考 この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することもできます。

様式第36号 (第38条関係)

質権実行通知書

年 月 日

預入金融機関

支店長

支店
様

質権者

大津市御陵町 3 番 1 号
大津市
大津市長



次のとおり、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第38条第 3 項の規定により設定した質権
を実行するので、貴行から預金の払戻しを受けたく、通知します。

質権設定年月日	年 月 日
質 権 設 定 者	住 所 氏 名
預 金 名 義 人	
預 金 取 扱 店 名	
預 金 種 類	
口 座 番 号	
預 入 日	年 月 日
満 期 日	年 月 日
預 金 額	円
質 権 実 行 額	円
質権を実行する理由	

添付資料

- 1 市 (質権者) と質権設定者との間で締結した質権設定契約書の写し
- 2 質権実行額の積算根拠が分かる書類

様式第37号 (第39条関係)

第 号
年 月 日

報告徴収通知書

様

大津市長 印

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第43条の規定により、次の事項について報告を求め
るので、 年 月 日までに報告書を提出してください。

報告徴収事項

様式第38号 (第39条関係)

年 月 日

報 告 書

(宛先)

大津市長

住 所
事業者等

氏 名 印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で通知のあった事項について、次のとおり報告します。

報告事項

様式第39号 (第41条関係)

身分証明書	
写 真	第 号 所 属 氏 名
年 月 日 生	
上記の者は、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第44条第 1 項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日 発行	
大津市長 印	

91 ミリメートル

64
ミ
リ
メ
ー
ト
ル

備考 裏面に条例の規定中立入検査について定められた条項を抜粋して記載するものとする。

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 6 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第99号

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則(平成21年規則第78号)の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第3項第2号中「、第41条の19の4第1項及び第3項並びに第41条の19の5第1項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分は、同年10月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、平成26年7月分以後の負担金について適用し、同年6月分までの月分の負担金については、なお従前の例による。

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 6 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第100号

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

大津市福祉事務所長委任規則(昭和58年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第4項」の次に「及び第55条の4第2項」を加え、同条第6号中「立入調査及び検診の命令」を「報告の請求、立入調査及び検診の命令、扶養義務者等に対する報告の請求」に改め、同条第7号中「第37条」を「第37条の2」に改め、同条中第13号を第15号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第

8号の次に次の2号を加える。

生活保護法第55条の4第1項の規定による就労自立支援金の支給に関すること。

生活保護法第55条の5の規定による報告の請求に関すること。

第6条第3号を次のように改める。

生活保護法第78条並びに第78条の2第1項及び第2項の規定による費用等の徴収に関すること。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第101号

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金条例施行規則（平成12年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「、第41条の19の4第1項及び第3項並びに第41条の19の5第1項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

別表第3中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第3項第1号を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条第2号に掲げる者の世帯

附 則

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分並びに別表第3の改正規定及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成26年7月分以後の負担金について適用し、同年6月分までの月分の負担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3の規定は、平成26年10月分以後の負担金について適用し、同年9月分までの月分の負担金については、なお従前の例による。

大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第102号

大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第3項第2号中「、第41条の19の4第1項及び第3項並びに第41条の19の5第1項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第2号中「、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

様式第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分並びに様式第3号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。
- 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成26年7月分以後の負担金について適用し、同年6月分までの月分の負担金については、なお従前の例による。

大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第103号

大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則

大津市障害者福祉負担金徴収等規則(平成18年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「及びケアホーム」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第2項中「、第41条の19の4第1項及び第3項並びに第41条の19の5第1項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

別表第2備考及び別表第4備考中「、第41条の19の4第1項及び第3項並びに第41条の19の5第1項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中「及びケアホーム」を削る部分は公布の日から、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分は同年10月1日から施行する。
- 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、平成26年7月分以後の負担金について適用し、同年6月分までの月分の負担金については、なお従前の例による。

大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第104号

大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉負担金徴収規則(平成18年規則第56号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考第2項第2号中「、第41条の19の4第1項及び第3項並びに第41条の19の5第1項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、平成26年7月分以後の負担金について適用し、同年6月分までの月分の負担金については、なお従前の例による。

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第105号

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活保護法施行細則(平成21年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(保護の申請等)

第4条 法第24条第1項(同条第9項において準用する場合を含む。)の申請書は、生活保護法による保護申請書(様式第1号)によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被保護者が医療扶助の変更の申請をする場合における法第24条第9項において準用する同条第1項の申請書は、保護変更申請書（傷病届）（様式第2号）によるものとする。
 - 3 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「施行規則」という。）第1条第5項の申請書は、生活保護法による葬祭扶助申請書（様式第3号）によるものとする。
 - 4 保護の開始の申請に当たり提出する第1項の保護申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。
 - 資産申告書（様式第4号）
 - 収入申告書（様式第5号）
 - 同意書（様式第6号）
 - その他福祉事務所長が保護の決定又は実施のために必要と認める書類
- 第5条中「第24条第1項（同条第5項）」を「第24条第3項（同条第9項）」に改める。
- 第7条中「第28条第2項」を「第28条第3項」に改める。
- 第11条第1項第4号及び第5号中「施術報酬請求書」を「施術報酬請求明細書」に改め、同項第6号中「施術費給付承認書及び施術費給付請求書」を「施術券及び施術報酬請求明細書」に改める。
- 第19条を第22条とし、第18条の次に次の3条を加える。
- （就労自立給付金申請書）
- 第19条** 施行規則第18条の4第1項の申請書は、就労自立給付金申請書（様式第27号）によるものとする。
- （就労自立給付金決定通知書）
- 第20条** 福祉事務所長は、就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金決定通知書（様式第28号）により通知するものとする。
- （徴収金等支払申出書）
- 第21条** 法第78条の2第1項又は第2項の規定による申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第29号）により行うものとする。
- 様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 4 条関係)

同 意 書

生活保護法 (以下「法」という。) による保護の決定若しくは実施又は法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員 (以下「私等」という。) の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等 (以下「官公署等」という。) に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人 (以下「銀行等」という。) に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況 (生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住所 _____

(世帯主)
氏名 _____ 印

(世帯員)
氏名 _____ 印

(世帯員)
氏名 _____ 印

(世帯員)
氏名 _____ 印

(世帯員)
氏名 _____ 印

(宛先)
大津市福祉事務所長

様式第10号中「同条第4項」を「生活保護法第28条第5項」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。
 様式第22号中「施術報酬請求書」を「施術報酬請求明細書」に、「70」を「60」に、「0.7」を「0.6」に改める。

様式第23号中「施術報酬請求書」を「施術報酬請求明細書」に改める。

様式第24号中「生活保護法による施術費給付承認書」を「施術券及び施術報酬請求明細書」に、

「 (年 月分) 地区担当員 取扱担当者

施術 給付 承認 書	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1 単給 2 併給	
	患者氏名 男・女 (歳)	居住地			
	傷病名 1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他()	はり・きゅう師氏名			
	上記患者についてはり・きゅうの施術費給付を要することを認めます。 年 月 日 大津市福祉事務所長 印				

を

大津市福祉事務所長 印

(年 月分) 地区担当員 取扱担当者

生活 保護 法 施 術 券	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1 単給 2 併給	
	患者氏名 男・女 (歳)	居住地			
	傷病名 1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他()	はり・きゅう師氏名			

に、

「施術費給付請求書」及び「施術費給付請求明細書」を「施術報酬請求明細書」に改める。
 様式第26号の次に次の3様式を加える。

様式第27号 (第19条関係)

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所

氏名

印

(宛先)

大津市福祉事務所長

様式第28号 (第20条関係)

第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名)

様

大津市福祉事務所長 印

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、滋賀県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として (訴訟において市を代表する者は大津市長となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。) 。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。 決定、決定の執行又はその手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

様式第29号 (第21条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2の規定に基づき、交付される保護金品等(保護金品(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、同法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議して定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。

不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。

徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、この申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(宛先)

大津市福祉事務所長

年 月 日

私は、この申出に基づき、	年	月分以後の月分の保護金品等から
年 月 から	年 月 まで	円
年 月 から	年 月 まで	円
年 月 から	年 月 まで	円
年 月 から	年 月 まで	円
年 月 から	年 月 まで	円 を

年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第106号

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成21年規則第52号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第24条第1項(同条第5項)」を「第24条第3項(同条第9項)」に改め、同条第2項中「第24条第1項」を「第24条第3項」に改める。

第5条中「第28条第2項」を「第28条第3項」に改める。

第8条第1項第5号中「施術費給付請求明細書」を「施術報酬請求明細書」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(徴収金等支払申出書)

第16条 例による保護法第78条の2第1項の規定による申出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書(様式第12号)により行うものとする。

様式第7号から様式第9号までを次のように改める。

様式第 7 号 (第 8 条関係)

施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)

(年 月分)

地区担当員

取扱担当者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等 施術券	交付番号	この券の有効期間		日から 日まで		1 単給 2 併給		
	氏名	生年月日	住所					
	男 女							
	指定施術者名	傷病名(部位)						
施術報酬請求明細書	負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数	転 帰	
		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治療・中止・転医	
		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治療・中止・転医	
		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治療・中止・転医	
		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治療・中止・転医	
		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治療・中止・転医	
	負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による							
	経過						請求 区分	新規 継続
	施術日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 初検料 円 相談支援料 再検料 往療料 km 回 円 金属副子等加算(大・中・小) 計 円 加算(休日・深夜・時間外) 加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円 施術情報提供料 円 整復料・固定料・施療料 円 円 円 円 円 計 円							
	部位	通減 %	通減開始 月 日	後療料 円 回 円	冷電法料 円 回 円	温電法料 円 回 円	電療料 円 回 円	計 円 多部位 計 円 長期 計 円
1	100							
2	100							
3	60						0.6	
	100							
4	60						0.6	
	100							
摘 要						合 計	円	
						社保負担(健・共) 有・無 割	円	
						本人支払額	円	
						差引請求(支払)金額	円	
						決定金額	円	
施術証明欄	上記のとおり施術したことを証明します。 年 月 日			所在地	施術所 名称	電話	指定施術者 氏名 印	

大津市福祉事務所長

印

様式第 8 号 (第 8 条関係)

(表)

施術券及び施術報酬請求明細書 (あん摩・マッサージ)

(年 月分)

地区担当員

取扱担当者

中国残留 邦人等の 円滑な帰 国の促進 及び永住 帰国後の 自立の支 援に關す る法律等 施術券	交付番号		この券の 有効期間	日から	日まで	1 単給	2 併給
	患者氏名			男・女 (歳)	居住地		
	指定施術者名			傷病名 (部位)			
施術報 酬請求 明細書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転帰	治癒・中止	
	マッサージ	躯幹	円 ×	回 =	円	摘要	
		右上肢	円 ×	回 =	円		
		左上肢	円 ×	回 =	円		
		右下肢	円 ×	回 =	円		
		左下肢	円 ×	回 =	円		
	変形徒手矯正術	円 ×	回 =	円			
	温電法	円 ×	回 =	円			
	温電法・電気光線器具	円 ×	回 =	円			
	往療料	2 km まで	円 ×	回 =	円		
加算 (km)	円 ×	回 =	円			
施術日 通院 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						
合計金額 (+ + + +)					請求	決定	
					円	円	
社保負担 (健・共)			有・無	割	円	円	
本人支払額			円		円	円	
差引請求 (支払) 金額 (- -)					円	円	
請求書	(患者氏名)						
	_____ に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日						
(宛先) 大津市福祉事務所長							
住所 指定施術者 氏名							

大津市福祉事務所長
印

様式第 9 号 (第 8 条関係)

施術券及び施術報酬請求明細書(はり・きゅう)

大津市福祉事務所長



(年 月 分)

地区担当員

取扱担当者

中国残留 邦人等の 円滑な帰 国の促進 及び永住 帰国後の 自立の支 援に關す る法律等 施術券	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1 単給 2 併給
	患者氏名 男・女 (歳)		居住地	
	傷病名 1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他()		はり・きゅう師氏名	

施術報酬請求明細書(はり・きゅう)

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転帰	治療・中止
	初検料						円	摘 要
	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用						円	
	施 術 料	はり				円 ×	回 =	円
		きゅう				円 ×	回 =	円
		はり、きゅう併用				円 ×	回 =	円
		電療料 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具				円 ×	回 =	円
	往療料		2 km まで		円 ×	回 =	円	
	加算 (km)		円 ×	回 =	円			
	施術日 通院 往療	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					
合計金額 (+ +)				請 求		決 定		
				円		円		
社保負担 (健・共) 有・無 割				円		円		
本人支払額 円				円		円		
差引請求 (支払) 金額 (- -)				円		円		

請 求 書	(患者氏名) _____に係る上記明細書による施術料を請求します。 (宛先) _____ 年 月 日 大津市福祉事務所長 住所 はり・きゅう師 氏名 印
	上記の金額の受領を _____ 師会(理事)長(氏名) _____ に委任します。 年 月 日 (はり・きゅう師名) 氏名 印

様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第12号 (第16条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定に基づき、交付される支援給付金品(金銭給付されるものに限る。以下同じ。)の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金のうち福祉事務所と協議して定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

記

支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払しなければならないものであること。

不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。

徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、この申出の方法により支援給付金品から支払に充てること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(宛先)

大津市福祉事務所長

年 月 日

私は、この申出に基づき、	年	月分以後の月分の支援給付金品から
年 月 から	年 月 まで	円
年 月 から	年 月 まで	円
年 月 から	年 月 まで	円
年 月 から	年 月 まで	円
年 月 から	年 月 まで	円 を

年 月 日付け費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

福 祉 事 務 所 訓 令

大津市福祉事務所訓令第2号

大津市福祉事務所事務決裁規程(昭和59年福祉事務所訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成26年6月30日

大津市福祉事務所長 船 見 順

別表第2号の表生活福祉課の部1の款中19の項を22の項とし、15の項から18の項までを3項ずつ繰り下げ、同款14の項中「及び第78条による費用」を「、第78条並びに第78条の2第1項及び第2項による費用等」に改め、

同項を同款17の項とし、同款中11の項から13の項までを3項ずつ繰り下げ、10の項を11の項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 12 法第55条の4第1項の規定による
就労自立給付金の支給の決定
- 13 法第55条の5の規定による報告の
請求の決定

別表第2号の表生活福祉課の部1の款9の項中「第37条」を「第37条の2」に改め、同項を同款10の項とし、同款8の項中「調査の囑託」を「資料の提供等の依頼」に、「請求」を「請求の決定」に改め、同項を同款9の項とし、同款7の項の次に次のように加える。

- 8 法第28条の規定による報告の請求
の決定

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第1号

大津市議会事務局規程（昭和58年議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月30日

大津市議会議長 園 田 寛

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 - 略 -</p> <p>議事調査課</p> <p>議事係 - 略 -</p> <p>- 略 -</p> <p>常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに<u>常任委員会委員協議会</u>に関すること。</p> <p>~ - 略 -</p> <p>調査係</p> <p>~ - 略 -</p> <p><u>広報編集委員会</u>に関すること。</p> <p>(職の設置及び職務)</p> <p>第4条 局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にあるものは、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">職名</th><th style="text-align: center;">職務</th></tr> <tr><td>事務局長</td><td style="text-align: center;">- 略 -</td></tr> <tr><td>次長</td><td style="text-align: center;">- 略 -</td></tr> <tr><td>課長</td><td style="text-align: center;">- 略 -</td></tr> <tr><td>課長補佐</td><td style="text-align: center;">- 略 -</td></tr> <tr><td>係長</td><td style="text-align: center;">- 略 -</td></tr> </table>	職名	職務	事務局長	- 略 -	次長	- 略 -	課長	- 略 -	課長補佐	- 略 -	係長	- 略 -	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 - 略 -</p> <p>議事調査課</p> <p>議事係 - 略 -</p> <p>- 略 -</p> <p>常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに<u>全員協議会</u>に関すること。</p> <p>~ - 略 -</p> <p>調査係</p> <p>~ - 略 -</p> <p><u>議会広報広聴委員会</u>に関すること。</p> <p>(職の設置及び職務)</p> <p>第4条 局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にあるものは、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">職名</th><th style="text-align: center;">職務</th></tr> <tr><td>事務局長</td><td style="text-align: center;">- 略 -</td></tr> <tr><td>次長</td><td style="text-align: center;">- 略 -</td></tr> <tr><td>課長</td><td style="text-align: center;">- 略 -</td></tr> <tr><td>課長補佐</td><td style="text-align: center;">- 略 -</td></tr> <tr><td>係長</td><td style="text-align: center;">- 略 -</td></tr> </table>	職名	職務	事務局長	- 略 -	次長	- 略 -	課長	- 略 -	課長補佐	- 略 -	係長	- 略 -
職名	職務																								
事務局長	- 略 -																								
次長	- 略 -																								
課長	- 略 -																								
課長補佐	- 略 -																								
係長	- 略 -																								
職名	職務																								
事務局長	- 略 -																								
次長	- 略 -																								
課長	- 略 -																								
課長補佐	- 略 -																								
係長	- 略 -																								

副参事	<u>担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。</u>	副参事	<u>担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。</u>
主幹		主幹	
主査		主査	
主任		主任	<u>担当事務を処理する。</u>
自動車運転士	- 略 -	主事	
		自動車運転士	- 略 -

附 則

この告示は、平成26年6月30日から施行し、同年4月1日から適用する。